

令和3年度 長崎大学教育学部附属中学校の部活動に係る活動方針

スポーツ庁

平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

文化庁

平成30年12月「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

長崎大学教育学部

長崎大学教育学部附属学校運動部及び文化部活動のガイドライン

- ・生徒のバランスのとれた生活と成長の確保等のほか、精神的・体力的負担への配慮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目、芸術文化活動への特性を踏まえつつ、部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化期活動等を楽しむことで、運動習慣の確立、豊かな心や創造性の涵養等を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

長崎大学教育学部附属中学校

【部活動の目的】

本校における部活動は、教育活動の一環として行うもので、保護者の理解と協力を得て、生徒の体育・文化活動を促進し、体力の増進と豊かな情操を培い、健全な心身の発達を図るとともに、よりよい社会人となるための資質の育成に寄与する。

【部の設置及び指導者】

- 校長は、活動内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、設置する部の種類や適正な数等について、毎年度、見直しを行う。
- 顧問は、校長の委嘱を受けて指導に当たる。
- 校長は、各部の顧問からの相談を受け、必要と判断した場合には、本校教員以外に指導者として適正と認めた者を、外部コーチとして任命する。任命の時期は、原則として年度当初とし、任期は1年間とするが再任は妨げない。ただし、指導者としてふさわしくない行為等があった場合は、任期途中であっても解任することができる。

【活動時間及び休養日】

(1) 活動時間について

平日の活動時間は2時間程度、土日や長期休業日等は3時間程度とする。

(2) 休養日について

- ①学期中は、毎週水曜日と土日のどちらかを休養日とすることを原則とし、週2日以上休養日を設ける。また、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、休養日とする。
- ②長期休業中は、部ごとに、ある程度長期の休養期間を設ける。

【参加する大会等】

- ①中学校体育連盟が主催・共催する中総体や新人大会等への参加を基準とする。
- ②その他の大会については、年間7回程度とし、参加する大会等を精査する。

【その他】

- ①校長は、本校の部活動が、大会やコンクール等で優秀な成績を収めることに主眼を置くものではないことについて、保護者をはじめとする関係者からの理解を得る。
- ②保護者は、「部活動の目的」を踏まえ、顧問や外部コーチ、他の保護者と協力して、よりよい部の運営を目指す。
- ③部活動運営の具体については、別途、部活動運営規約に定めるものとする。
- ④各部の顧問は、「長崎大学教育学部附属中学校新型コロナウイルス感染症対策」を踏まえ、対策を講じる。